道路の供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。

なお,関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市秋葉区役所 建設課において,一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種 類	路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	4 0 3号	新潟市秋葉区矢代田字三沢沖 1266 番4地先から 新潟市秋葉区矢代田字舟戸 1116 番 2地先まで	
市道	小須戸 1 48 号線	新潟市秋葉区矢代田字三沢沖 1216 番1地先から 新潟市秋葉区矢代田字三沢沖 1240 番1地先まで	平成21年3月31日
市道	小須戸 1-279 号線	新潟市秋葉区矢代田字三沢沖 1216 番1地先から 新潟市秋葉区矢代田字三沢沖 1121 番1地先まで	